



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

534	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
535	生活保護法による介護機関の指定	(").....	1
536	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	2
537	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	2
538	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
539	平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(").....	2
540	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
541	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
542	道路の供用開始	(").....	4
543	〃	(").....	5
544	道路の区域変更	(").....	5
545	〃	(").....	5
546	道路の供用開始	(").....	6
547	道路の区域変更	(").....	6

告 示

和歌山県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアネットサービス株式会社	和歌山市新生町2-5	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.31

和歌山県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山口	特別養護老人ホーム	日高郡印南町山口	短期入所生活介	平成

150番地1	ムカルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ	150番地1	護・介護老人福祉施設	26.4.1
--------	------------------	--------	------------	--------

和歌山県告示第536号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
清水義定	整形外科	清水整形外科医院	東牟婁郡那智勝浦町二河15	平成 26.3.10
太田秀紀	小児科	南紀医療福祉センター	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	平成 26.4.1

和歌山県告示第537号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う ご う 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
仲至永	外科（消化器外科）	紀和病院	橋本市岸上18-1	平成 26.4.14											○			
玉置真也	内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成 26.4.14									○					
飯塚忠史	小児科	和歌山つくし医療・福祉センター	岩出市中迫665	平成 26.4.14							○							

和歌山県告示第538号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第681号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量7.5 りん酸全量9.0	該当なし	橋爪光一 和歌山県海南市下津町塩津295	平成 32.5.19

和歌山県告示第539号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
6月27日	金	午後1時30分	那賀振興局	岩出市高塚209
7月15日	火	午後1時30分	伊都振興局	橋本市市脇4-5-8
7月16日	水	午後1時30分	東牟婁振興局	新宮市緑ヶ丘2-4-8
7月23日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月24日	木	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
7月27日	日	午後1時30分	有田振興局	有田郡湯浅町湯浅2355-1
7月30日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
8月1日	金	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び関係する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性検査及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成26年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受け

ている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書(申請時点で作成後3か月以内のもの)を提出すること。

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第540号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があつたので、次のとおり公示する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市

和歌山県告示第541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰722番3地内	旧	4.50 ? 6.90	44.00	
同上	新	6.90 ? 21.00	44.00	

和歌山県告示第542号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰722番3地内

供用開始の期日 平成26年4月22日

和歌山県告示第543号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市御幸辻字田中垣内455番2地先から同市御幸辻字西垣内631番1地先まで

供用開始の期日 平成26年4月22日

和歌山県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字入郷字北内5番5地先から同町大字入郷字塔ノ谷80番7地先まで	旧	13.80 } 22.65	166.70	
同上	新	13.10 } 21.85	166.70	

和歌山県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市上芳養字札場3653番1地先から同市上芳養字札場3693番地先まで	旧	4.20 } 6.80	73.80	
同上	旧	9.30 } 26.40	64.00	
同上	新	9.30 } 26.40	64.00	

和歌山県告示第546号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市上芳養字札場3653番1地先から同市上芳養字札場3693番地先まで

供用開始の期日 平成26年4月22日

和歌山県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字入郷字塔ノ谷80番7地先から同町大字入郷字北内5番5地先まで	旧	13.80 } 22.65	166.70	
同上	新	13.10 } 21.85	166.70	